

社団法人日本水産学会細則改正

現 行	改 正
第 25 条 この法人に次の委員会をおく。 編集委員会，（中略），水産増殖懇話会委員会，選挙管理委員会，水産学教育推進委員会	第 25 条 この法人に次の委員会をおく。 編集委員会，（中略），水産増殖懇話会委員会，<u>国際交流委員会</u>，選挙管理委員会，水産学教育推進委員会
第 34 条 ） 第 52 条	<u>第 34 条</u> 国際交流委員会は，若干名をもって構成し，<u>世界水産学協議会（WCFS），世界水産学会議（WFC），アメリカ水産学会（AFS），アジア水産学会（AFS）等と連携し，国際交流を円滑に進めるための業務を担当する。</u>
（昭和 46 年 5 月 15 日一部改正。（中略），平成 16 年 4 月 3 日一部改正。）	第 35 条 ） 第 53 条 （昭和 46 年 5 月 15 日一部改正。（中略），平成 16 年 4 月 3 日一部改正。<u>平成 17 年 4 月 2 日一部改正。</u>）